



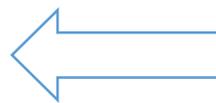
ご意見をいただきたい事項

■ 夢洲における国際医療の意義

- 来阪外国人旅行者は、コロナ禍前までの7年間で約5倍に増加
- 国及び府では、外国人への適切な医療等の確保に向けた対策を推進

夢洲の重要性

- ・万博をきっかけとした賑わい創出
- ・訪日外国人の集客拠点形成



国際医療貢献
の視点

夢洲において、府内医療機関へつなぐゲートウェイ機能を整備



国籍や場所を問わず、先端国際医療サービスを日常的に
享受することができる環境の整備

■ 具体的な論点

夢洲にゲートウェイ機能を整備する際、担うべき機能

① 夢洲における医療サービスの対象の考え方

訪日外国人を主な対象とするが、その際の範囲をどう考えるか

- ・訪日外国人には、医療目的の訪日は対象に含むか
- ・在留外国人も対象とするか

② 必要なゲートウェイ機能の考え方

府内の先端的な医療機関へつなぐゲートウェイとして、どのような機能を有すべきか、府内医療機関とどのように連携すべきか

- ・検査・診療・リハビリテーション機能のあり方
- ・患者受入れコーディネート機能
- ・帰国までのフォローアップ・帰国後のフォローアップのあり方
- ・連携先医療機関の考え方（先端的な医療機関等）
- ・ビジネスモデルの考え方

■ 具体的な論点

夢洲にゲートウェイ機能を整備する際、担うべき機能

(規制改革事項)

③外国人医師・看護師の参画

府市スーパーシティ構想において規制改革事項として提案している「英語による医師・看護師国家試験の実施」に関し、夢洲で適用することについて

- ・二国間協定の拡充や医療通訳等の活用では代替できない点は何か
- ・他のスタッフとの連携に支障はないか
- ・日本語の会話能力をどこまで求めるか

④夢洲の患者に対する海外からのオンライン診療

⑤海外承認・国内未承認薬の使用（患者の母国で承認されている薬の使用等）

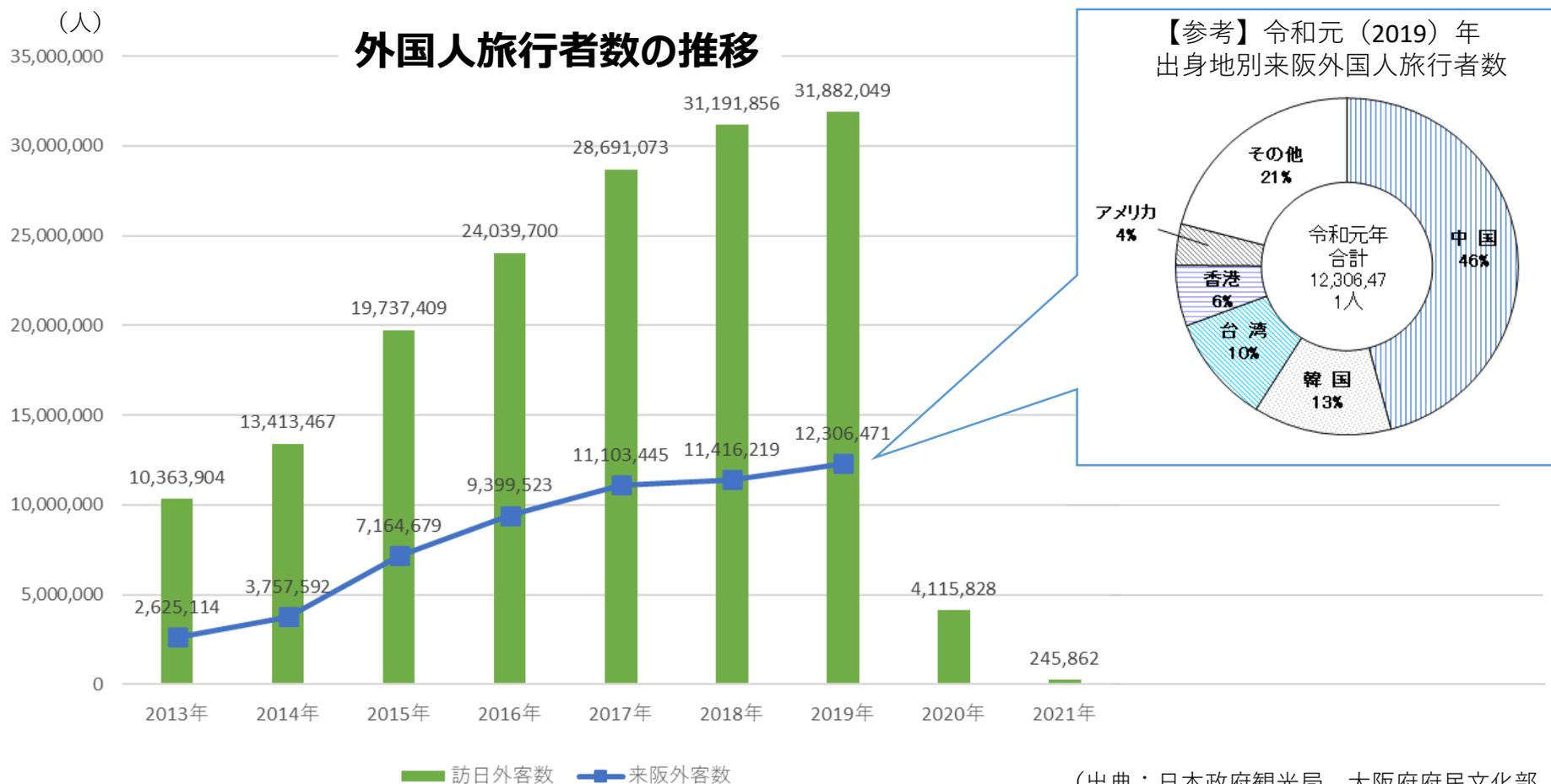


国際医療に係る概況

■ 国際医療に係る概況

来阪外国人旅行者の動向

- 大阪を訪れる外国人旅行者数は、コロナ禍前までの7年間で約5倍に増加（2019年：1,231万人）。
- 今後の見通しについては依然不透明であるが、国へ認定の申請を行った「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」によると、**IR区域を来訪する訪日外国人旅行者数**については、**IR開業3年目期**で、年間約**600万人**と見込んでいる。



※2020年、2021年は大阪のデータなし

（出典：日本政府観光局、大阪府府民文化都市魅力創造局企画・観光課）

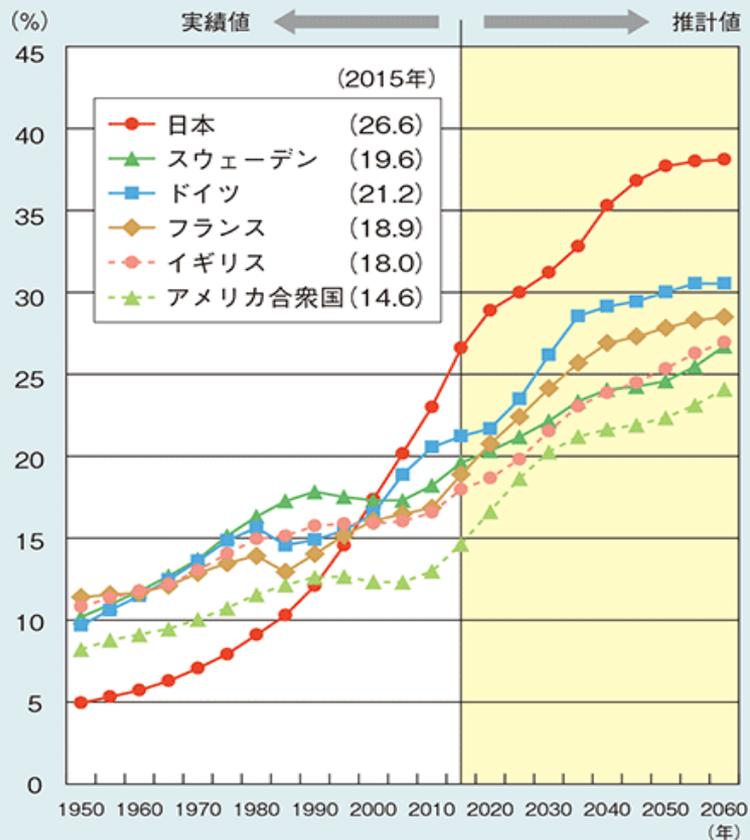
国際医療に係る概況

高齢化の国際的動向

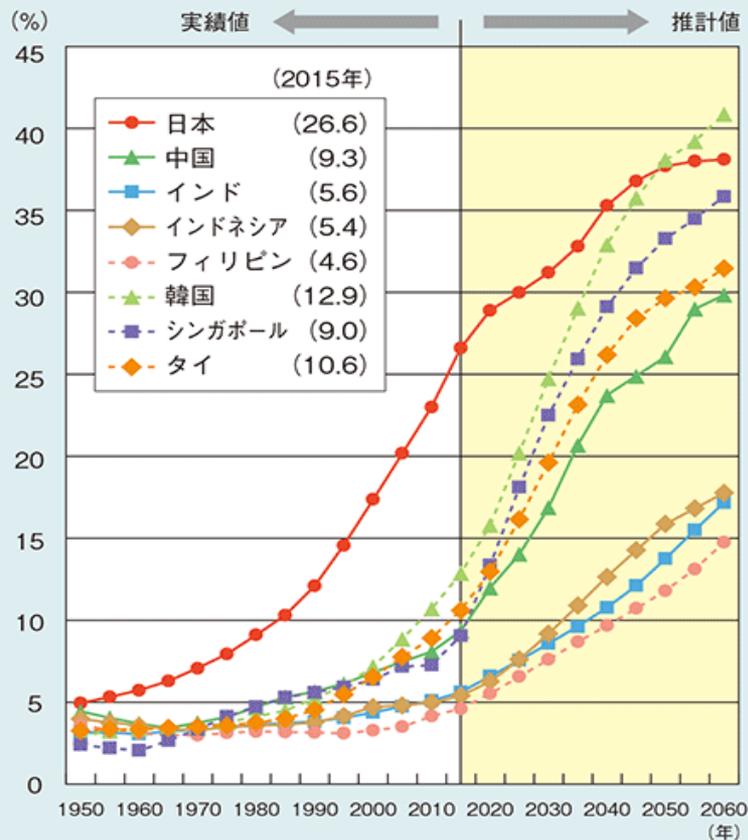
先進諸国の高齢化率（総人口に占める65歳以上の者の割合）を比較して見ると、我が国は1980年代までは下位、90年代にはほぼ中位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となり、今後も高水準を維持していくことが見込まれている

図1-1-6 世界の高齢化率の推移

1. 欧米



2. アジア



資料：UN、World Population Prospects：The 2019 Revision

ただし日本は、2015年までは総務省「国勢調査」

2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。

国際医療に係る概況

外国人患者受入れ体制に関する国と大阪府の取組み

◆厚生労働省の取組み

医療機関の整備

- 各地域の拠点となる医療機関の整備
- 医療機関の院内体制整備支援
- 医療通訳のシステム構築
- 多言語の診療申込書等を厚労省HPで公開
- 希少言語に対応可能な遠隔通訳サービス
- 医療コーディネーター等養成研修
- 通訳機能等を備えたタブレット端末等の配置

地域の受入体制強化

- 都道府県他院でのモデル構築の支援
- 電話通訳の団体契約の利用促進
- 外国人患者受入に係る医療機関向けマニュアルの作成
- 都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

(R1.11 厚生労働省医政局資料より抜粋)

◆大阪府の取組み

背景・事業趣旨

- ・令和元年までの直近7年で来阪外国人数は、約4倍1,231万人に急増し、大阪府は全国水準を大きく上回る。
【令和2年5月時点速報値「日本政府観光局（JNTO）」及び「観光庁」資料より府独自推計により作成】
- ・現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人入国者は減少傾向だが、今後、国際的な往来が再開されると、令和元年4月からの特定技能制度創設、I R・万博開催など、さらなる訪日外国人の増加が見込まれる。

主な課題・取組み

1. 府全体での受入れ体制の構築
関係各部署、関係団体等と分野横断的な連携体制の構築及び拠点医療機関間の連携体制の構築
2. 医療機関の受入れ体制実態把握
外国人患者を受け入れる医療機関の情報をとりまとめたリストの更新
3. 情報発信
府内医療機関、外国人等向け最新医療情報の発信
4. 医療機関への支援
①言語・コミュニケーション支援②トラブル相談支援③新型コロナ対応

外国人の増加に比例して
患者対応の重要性も増加

外国人受入れ体制整備が重要

※大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関 6か所、地域拠点医療機関 25か所（令和4年4月1日時点）

訪日外国人や在留外国人が不慮のけがや病気になった際にスムーズに医療機関にアクセスできるよう、外国人患者受入れ拠点医療機関等の整備や医療機関への支援を実施。

■ 国際医療に係る概況

令和元年度 外国人患者受入体制整備に向けた実態調査（府）の概要

調査の方法

【病院調査】

府内全病院517件にアンケートにより調査を行った。

（※調査期間 令和元年9月～令和2年2月7日まで）

- ・調査方法：郵送及びメールで配布、郵送及び電子メールで回収
- ・調査対象：大阪府内の全病院517件（令和元年8月時点）

調査結果

◆平成30年度の種別ごとの外国人患者数

種別	外国人患者数
(a)訪日外国人患者	1,540人
(b)在留外国人患者	8,999人
(c)医療を目的に訪日した外国人	663人
上記(a)(b)(c)不明	10,005人
合計	21,667人

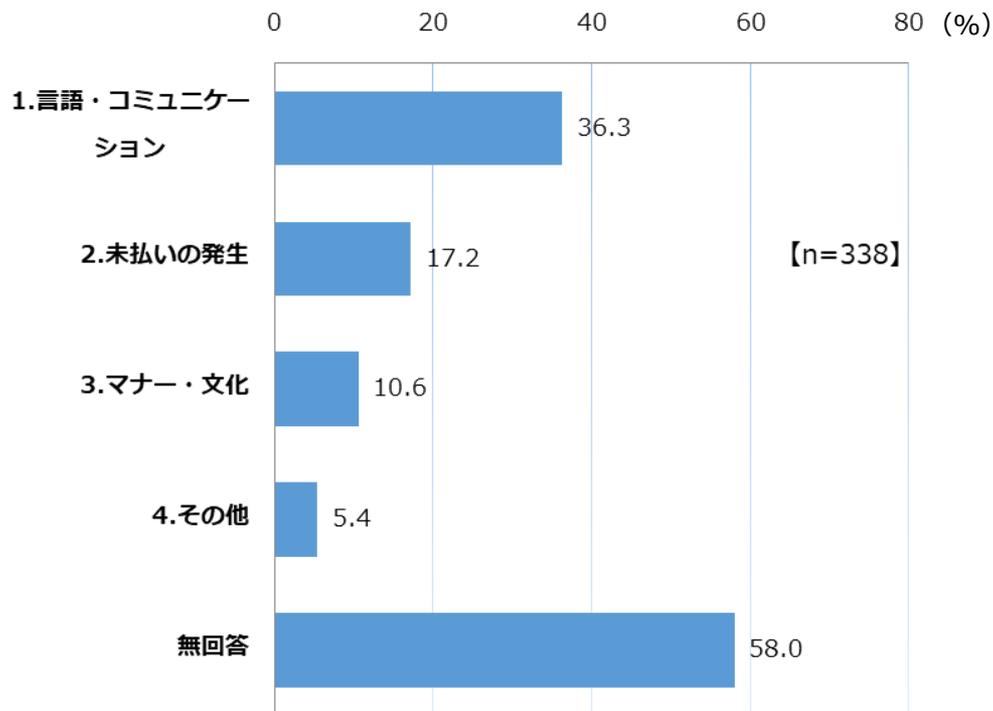
（外国人患者を受け入れた222病院の集計）

■ 国際医療に係る概況

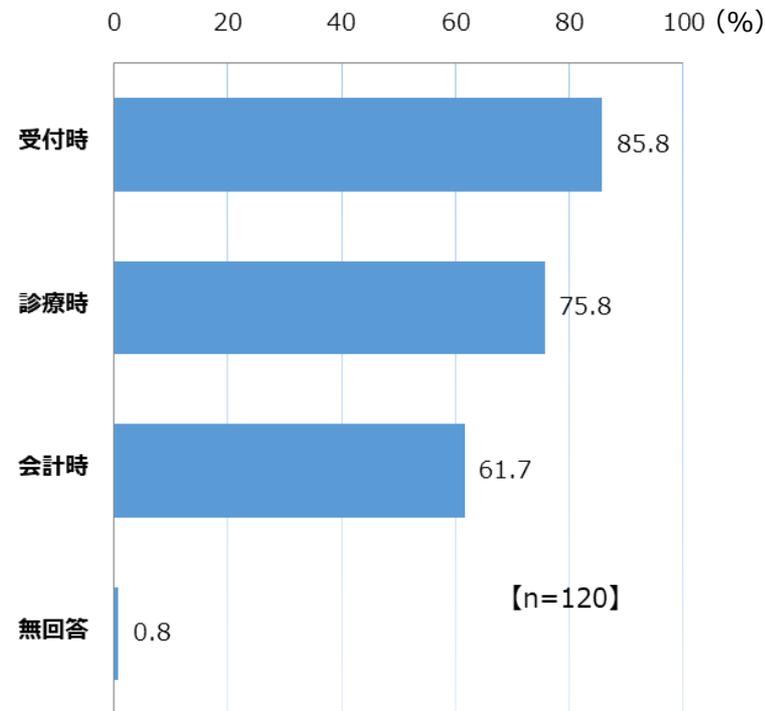
令和元年度 外国人患者受入体制整備に向けた実態調査（府）の概要

◆外国人患者を受け入れた際のトラブル

外国人患者を受け入れた際のトラブルで最も多いのが「言語・コミュニケーション」の問題で、「受付時」と「診療時」にトラブルが特に多くなっています。



外国人患者を受け入れた際に実際に発生したトラブルについて（回答のあった338病院の割合。複数回答）



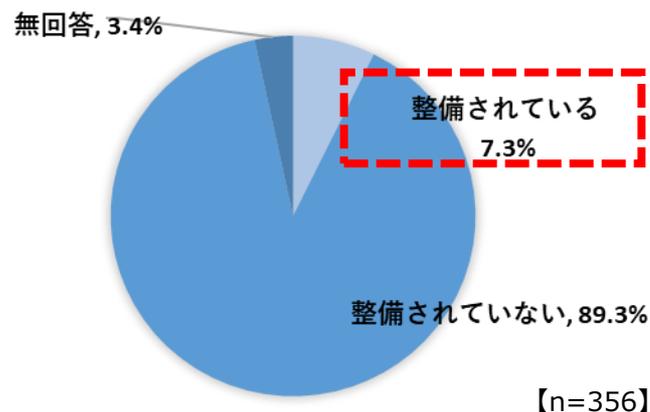
外国人患者を受け入れた際に言語・コミュニケーションでトラブルが発生した状況について（回答のあった120病院の割合）

■ 国際医療に係る概況

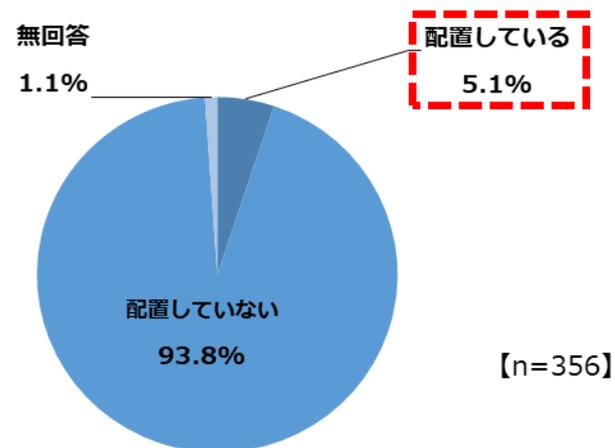
令和元年度 外国人患者受入体制整備に向けた実態調査（府）の概要

◆外国人患者に対応する体制

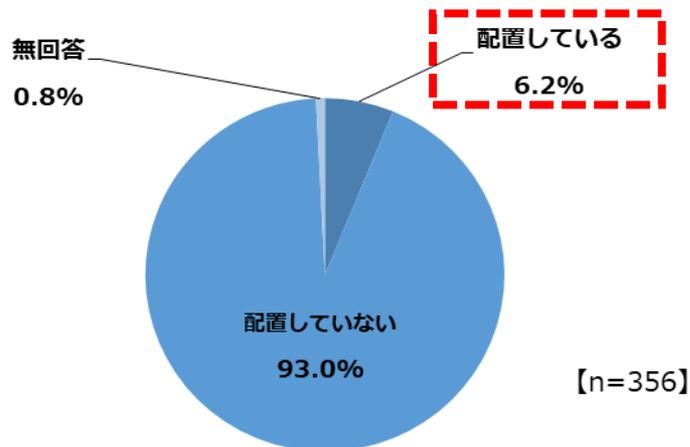
外国人患者対応のマニュアル整備状況



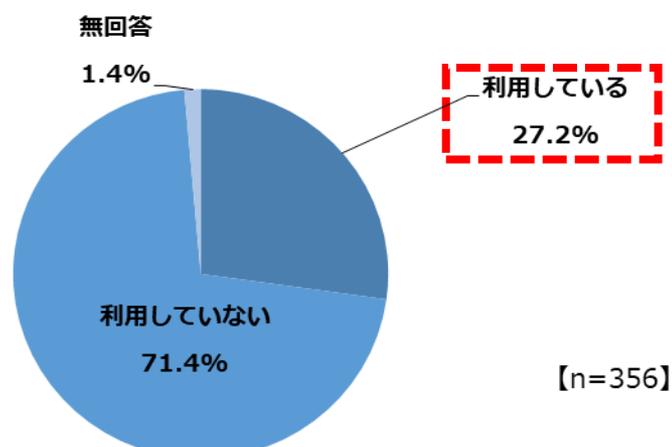
外国人向けの医療コーディネーターの配置



医療通訳の配置



電話通訳（遠隔通訳）の利用



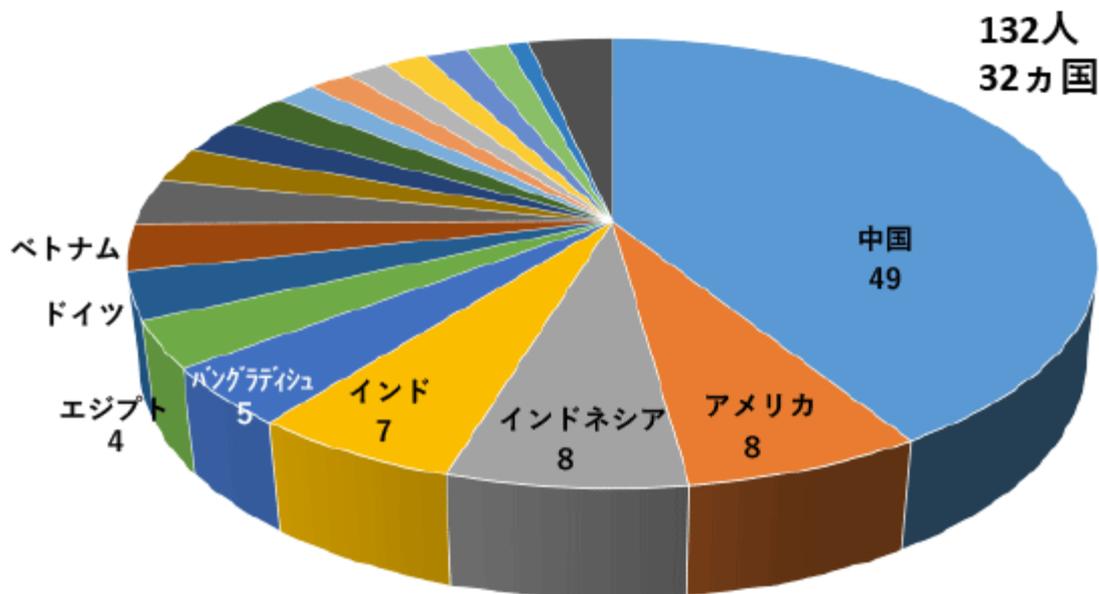
■ 国際医療に係る概況

(参考) 大阪大学医学部附属病院における外国人患者受け入れ実績

【阪大病院 外国人のべ患者数（2016～2019年度）】

	外来	入院	総数
2016年度	1,981	99	2,080
2017年度	2,545	89	2,634
2018年度	2,405	116	2,521
2019年度	3,442	135	3,577

【阪大病院 外国人外来初診患者数（2019年度 国籍別）】



大阪大学医学部附属病院
国際未来医療開発部国際医療センターHPより

■ 国際医療に係る概況

外国人患者受け入れに関する認証制度等

外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMIP)

多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国の方々安心して日本の医療サービスを受けられる体制を整えている医療機関を認証する制度。厚生労働省の支援事業として、一財)日本医療教育財団が評価・認証を行う。

全国74機関、大阪8機関

ジャパン インターナショナル ホスピタルズ (JIH)

健康・医療の国際展開の推進を担う中核的な組織として設立されたMedical Excellence JAPAN (MEJ) が、日本の医療機関への渡航受診者の受け入れを促進するため、渡航受診者の受け入れに意欲と取り組みのある病院をJIHとして推奨し、政府と協調して海外へ情報発信を行う。

全国51機関、大阪4機関

認証医療渡航支援企業 (AMTAC)

政府のガイドラインの基準を満たし、MEJから認証を受けた医療コーディネート業務を行う企業に与えられる総称。

認証企業 3社、準認証企業 2社
(全て所在地東京都)

■ 国際医療に係る概況

外国人による医業・看護業務に関する特例措置

【二国間協定の概要】

- 相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、日本の公的医療保険を利用しないこと等、一定の条件を付した医師免許を与えている。
- 現在、①イギリス、②アメリカ、③フランス、④シンガポールの4か国との間で締結。

【外国人臨床修練制度の概要】

- 医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することをめざし、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で診療を行うことを特例的に認める制度。
- 外国医師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行う。